

指定管理者候補者の選定結果について

北区健康福祉課所管の3つの老人憩の家について、施設の設置目的を効果的に達成するものとして以下のとおり指定管理者候補者を選定しました。

施設名及び所在地	指定管理者（候補者）
新潟市老人憩の家阿賀浜荘 新潟市北区三軒屋町10番6号	新潟市北地区老人憩の家管理運営委員会 会長 高橋正寿
新潟市老人憩の家しあわせ荘 新潟市北区島見町242番地	
新潟市老人憩の家新崎荘 新潟市北区新崎3丁目1番26号	

選定理由等

施設の概要	老人憩の家は、高齢者の健康を保持し、その福祉を図るために設置された施設です。施設には、大広間や入浴設備等があり、地域の高齢者の交流・生きがい施設として利用されています。
募集形態	非公募
指定期間（予定）	令和7年4月1日～令和8年3月31日
指定管理者申請者評価会議	委員 風間 良光（風間良光税理士事務所所長・有限会社風間会計社代表） 委員 神田 征男（北地区連合自治振興会会長） 委員 田邊 理美（地域包括支援センター阿賀北 センター長） 委員 藤田 清明（北区社会福祉協議会会長） 委員 渡邊 敏文（新潟医療福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授）
評価基準	<p>1 評価項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度導入指針の観点 ・地域への奉仕性 ・事業実施 ・要望や苦情に対する対応 ・利用料金に対する考え方 ・事故防止や緊急時の対応 ・従事者の雇用・労働条件 ・管理運営の基本方針 ・施設の管理方法 ・利用者への配慮 ・予算の執行体制 ・管理実績の評価 ・個人情報の管理体制 ・地元経済振興及び雇用確保 <p>2 評価 適・否で評価（評価項目別及び総合評価）</p>
評価会議における評価	評価会議では、所管の老人憩の家3施設について、申請者から提出された事業計画書等の資料に基づき評価を行い、申請のあった1団体について「適」と評価されました。
選定理由	指定管理者申請者評価会議の結果などをもとに総合的に検討した結果、申請者は老人憩の家の指定管理者として適切であると認められたため、指定管理者候補者に選定することとしました。

<p>スケジュール</p>	<p>評価会議（第1回） 令和6年7月29日 ※選定関係書類の事前確認等 指定申請書等の受付 令和6年9月1日～9月13日 評価会議（第2回） 令和6年10月16日 ※申請者提出書類の評価 ※今後、市議会12月定例会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される予定 です。</p>
<p>所管部署 (問い合わせ先)</p>	<p>北区 健康福祉課 高齢介護係 TEL：025-387-1325 (直通) E-mail：kenko.n@city.niigata.lg.jp</p>